平成26年分所得税

2月16日(月)~3月16日(月)

大和税務署 ☎(262)9411 市民税課☎(235)8594

2月22日・3月1日(日)は実施) (月)((土)(日)は除く。 >午前の部=8時30分~12時(受け · 日 時

11時前に100

限り、 さい

(受

ど

原稿料・講演料など〉・

譲渡所得

な

する申告(事業・不動産・

配当

時・公的年金以外の雑〈報酬

①給与・公的年金以外の収入に関

付けは11時まで。 ▽午後の部= 人を超えた場合は午後の部へ)

会

3 雑損控除の申告

②住宅借入金等特別控除の申告

みで源泉徴収票をお持ちの方 収入=給与と公的年金の

※ 市

⑤平成25年分以前の申告 4 特定支出控除の申告

税課窓口で収受します。 完成した申告書の提出に限り市民 分~12時)の市役所土曜開庁日は、 保険料・扶養控除の追加など ※2月2日・3月7日(土)(8時30

署です。

申告書はご自身で作成し、

確定申告書の提出先は、大和税務

海老名市内に居住している方の

早めの提出をお願いします。

すので、

ぜひご活用ください。

また、

所得税の確定申告関係用

告書などを作成することができま

ると税額などが自動計算され、 の案内に従って金額などを入力す

申

平成25年~

49年分については、

(原則として各年

紙は、国税庁ホ

ムページからダウ

注意!! 提出はできません 郵送による確定申告書の 市役所 の

ります。

と併せて申告・納付する必要があ

布 ンロ

しています。

なお、

2月初旬か

-ドできるほか、各税務署で配

らは市民税課窓口でも配布します。

分の所得税額2・ 復興特別所得税

智)を所得税

告書等作成コー

ナー

では、

おり申告書の受け付けを行います。

国税庁ホ

ムペ

リジの

「確定申 画面

申告期間中、

市役所でも次のと

議室 控除=医療費・社会保険料 ▼対象 まる場合があります。 ※混雑時は受け付け終了時間が早 け付けは15時30分まで) ▼会場 市役所702.703 13 時 〈 , 17 时 15 分

調整後、

所得税から控除しきれ

な

税額控除は、

|除は、確定申告または年末 県民税の住宅借入金等特別

かった場合に適用されます

下で、

かつ、

公的年金などに係る

の収入金額の合計が 400 万円以

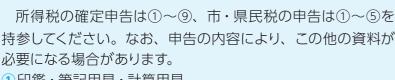
成23年分以降、

公的年金など

確定申告不要制度公的年金などに係る

雑所得以外の所得金額が20万円以

確定申告、市・県民税の申告に 持参するもの



は、2月1 費税、

内の作成会場へお越しください

個人事業者の消費税および地方消

贈与税の確定申告書の作成 4日(水)以降に大和税務署

所得税および復興特別所得税、

確定申告書作成会場開設

月4日以降に大和税

- ①印鑑・筆記用具・計算用具
- ②源泉徴収票(原本)

や介護保険料などの金額に影響が

の提出期限は3月16日(月)です。

平成27年度市・県民税の申告書

申告 市・県民税(住民税)の

申告がないと、

国民健康保険税

あるほか、

課税証明などの発行が

- 3社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国 民年金は控除証明書
- ④生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑤ 医療費控除がある場合は、領収書(あらかじめ合計額を計算) と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた場合 は、その金額が分かるもの
- 6 申告者本人の銀行口座番号
- う前年分の確定申告をしている方は、確定申告書の控え、また は写しなど
- ⑧税務署から申告書やお知らせはがきが郵送された方は、その 用紙など
- 9 e-Tax を利用している方は、利用者識別番号と暗証番号

療費控除など) がない方 収票の控除内容に変更や追加 下であり、 公的年金などの源泉徴 **医**

4

確定申告で扶養親族になっている ④市内に居住する方の年末調整や

は市役所 702・703 会議室で 市民税課窓口 で、2月16日 申告方法 2 月 (月)~3月16日(月) (土曜開庁日も含む) 13日(金) までは

控除内容に変更や追加(扶養控除

も、公的年金などの源泉徴収票の

また、

確定申告が不要な場合で

26年中の収入が給与の

みで、

年

方

確定申告をした方

①所得税および復興特別所得税の に該当する方は申告不要です。 ご注意ください。なお、次の①~ できなくなる場合がありますので

ための確定申告書の提出は可能で び復興特別所得税の還付を受ける なりました。

ただし、所得税およ

下である場合の確定申告は不要に

や医療費控除など)がある場合に

市・県民税の申告が必要です。

収入金額の合計額が400万円以 326年中の収入が公的年金のみで、 務先から市に提出されている方 末調整済みの給与支払報告書が勤

> 民税)の申告書は、 確定申告と同様の時間内に申告 出も可能です。 てください。また、 市·県民税(住

9 時 12 時 (受け

15時30分 (受

▼会場 のでご注意ください け付けを行わない場合もあります 市役所703会議室 小規模納税者 (26年の の所

▼対象 所得者の方の所得税および復興特 所得税および復興特別所得税、 得金額が300万円以下の方) 人消費税、年金受給者および給与 個

別所得税の申告。 な方などは除きます を受ける方および相談内容が とし初めて住宅借入金等特別控除 がある方、所得金額が高額な方、 なお、 譲渡所得

13 日 (金) ▼ 日 時 に受け付けを締め切り、午後の受 ※混雑する場合は、 け付けは15時まで) ▽午後の部=13時 けは11時30分まで) ▽午前の部 無料申告相談会を開発理士による 2月10日(火)・12日(木)・ 先着順で早め 郵送による提

申告は大和税務署へ給与・公的年金以外の

市役所でも受け付け

2月16日(月)~

, 3 月 16 日 ただし、

接大和税務署で申告を行ってく次の①~⑤に該当する方は、

だ

ただし、完成した申告書に 市役所でも収受します。